

昭和60年7月15日

郷土あれこれ

郷土館だより

第11号

五日市町立
発行 五日市町郷土館 東京都西多摩郡五日市町五日市920-1 電話 0425-96-4069 有線4607

質屋の話

秋川谷金融史序説

はじめに

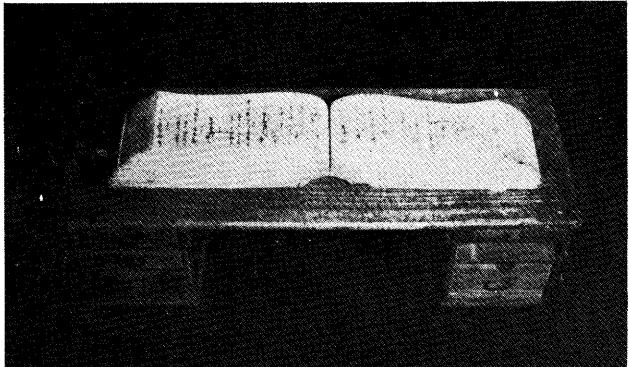
江戸時代も後半になると、お金がよく出廻り、万事金の世の中となった。お年貢も金で用が足りた。家の増改築も、お伊勢参りも、金さえあればできた。飢饉でもお金持ならビクともしない。むしろこんな時は、穀が高く売れ、貧窮者が田畠を手放した。

江戸時代には銀行も信用金庫も農協もない。金の融通はどうしたのだろう。金融を業とするものに質屋があったが、江戸時代の質屋は今の銀行の役割も演じ、村の年貢金の立替から領主（旗本）への貸付も行う一方、半てん一枚、鍵一本の質草にも金を貸した。また質屋の看板を掲げなくても、金持たちはしばしば金貸しをした。現代のように、黙って銀行に預けておけば利がつく、というわけにいかないので、誰か適当な相手があれば貸付で利をさせぐことも、当然ながら考えるわけだ。

幕末から明治にかけての郷土の金融状況を質屋を中心と調べてみた。赤裸々な世相がみられる。

1 幕末の世相と質屋

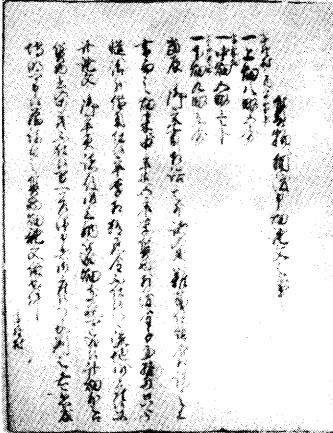
五日市村上宿森田十兵衛さんの天保時代の日記をみると、質屋を営んでいたようで、時々質草の点検、虫干し、帳簿整理の記述がある。十兵衛氏は油商と材木商を営み、質屋は片手間のようであるが、それでも、ときに古着屋を呼んで質流れ品の処分をしている。質草の中心は衣料らしい。残念ながら、利用者や利子についての記述はない。十兵衛日記には、町内の玉林寺を会場にした頼母子講が出てくる。頼母子というのは村内の有志がグループをつくり、金を積立て、仲間うちで融通しあう無尽であ



明治26年
質台帳
和泉屋商店提供

るが、十兵衛は幾通りかの講に入っている。無尽は流行していたらしい。五日市村には内山安兵衛という有力質屋があり、不動産担保の大口金融をやっていた。

金融関係古文書をみると普通の借用証文の他に質地証文が多い。江戸時代は田畠の売買が禁じられていたため、やむなく質入の形式をとるが、要するに一種の譲渡証文である。農民のもっている唯一の財産は土地であるが、ゆきづまれば手をつけざるを得ない。これらの証文には、「われら年貢にさしつまり」と書いてあるが、これは常套文句で、真因はその前にある。もともとギリギリの生活をしている小農が働き手の死亡、病気などに出来ば、どうしようもない。江戸期の金融は生産金融（商売の元手）は少なく、消費金融（生活費の補い）が主力で、それだけにネクラだ。金が出廻り、借り易くなるとかえって土地の移動も激しくなる。土地を手に入れた金持は、自分で耕すのではなく、小作といつて他人に貸して耕やさせ、小作料（地代）を徴収した。土地を失った



質地証文の1例

穀屋等を営み、権力と利潤をあわせもって村を支配した。五日市奥の養沢、乙津、檜原など田畠の少ない山村では、山に杉・檜を植え、数年たって下刈りの手が抜けはじめると早速質に入れる者が多かった。木が成長し、伐採したら山は返してもらうという約束で、上木の年季壳りともいった。

五日市村の内山安兵衛家は、質にとった山を中心に、大山持となり、また田畠も集め、五日市村はもとより、入野・館谷など近隣村々でも、一、二位の地主となった。

幕末は各地で世直し、世均しの騒動が頻発しているが、それは社会の階層が分化した反動であった。

慶応2年(1866)6月に発生した武州一揆はとくに規模が大きく、荒川支流の名栗谷で発生し、西関東一円に拡がった。要求は米の安売り、借金棒引などで、質屋を襲って証文、質帳などを焼き、穀屋を襲って米俵を放り出したりした。

この一揆の一隊が青梅から大久野を経て、五日市にもやってきたが、五日市村では内山・土屋などの有力者の指揮で、檜原村の鉄砲獵師などを集めて撃退している。他村のように、村の内部から一揆に同調し、打こわしを企てるといった風はみられず、村を挙げ防衛につとめている。これはなぜだろう。

一つには五日市が市場町として栄え、小商いの道もあり、また船や筏乗りなど、林業関係の日傭取り仕事にも恵まれ、窮民の層が薄かったためと思われる。檜原衆も安兵衛などのお大尽から声をかけられると、駆けつけなければならぬ人間関係、経済関係にあったと想像される。

一方、お大尽方の気のつかいようも大変で内山家では、日頃から何かといえば餅をついて近所に配ったという話が残っている。武州一揆の際、同家では早速、施米、施

ものは、小作人となるか、職人衆となるか、雇人(年雇日雇)となった。幕末期にはどこの村も、土地を持つ者、持たぬ者の二つの階層に分れ、土地持ちの中でも田畠は一握りのお大尽に集中した。このお大尽の多くは、名主・組頭など村の役職につき、質屋・酒屋・

金や米の安売りをし、四百両という大金を事後処理費として支出している。他の質屋、穀屋も、それぞれ十日前後のお金を取り合っている。打こわされずホッとしたことであろう。

ところで、江戸時代の金利はどのようなものであったか。幕府は元文元年(1736)旗本、御家の窮乏を救うため、金利制限令を出し、年利15%以下と定め、さらに天保期には12%まで下げている。村内では多少は高いようだ、当時の古文書類から推測すると、年利20%から15%位が多い。

これは明治に入ってからの話であるが、秋川市二宮の旧名主家の当主静原寛十郎さんは明治16年の日記に「このごろ八王子辺の金融社の高利は目にあまる」とその非人道的な手口に対する怒りをあらわしている。静原家にしろ、内山家にしろ、在村の旧家は、村人にに対する責任も負っているから貸付利息も自ら良識の枠組を守る。また田畠を買取っても、もとの持主に小作させるなど、アフター・ケアを考える。

ところが、新興の金融社は、今のサラ金なみの高利をとり、支払不能とみると、すぐ裁判所へ訴え、担保物の差押え、売立を強行した。

明治17年に武相州で発生した困民党事件、秩父の暴動事件もみなこの高利貸においつめられた人々の起したものである。秩父暴動の背景には、こんな高利貸を擁護する警察、裁判所、さらにはその背後にある明治政府への怨念がこめられていた。

封建社会は矛盾に満ちた社会であったが、その不合理をカバーし、中和する人情=儒学の仁愛精神があった。一方、合理的な近代法規を盾に、資本主義社会の建設を急ぐ、明治官僚政府には、世の弱者を切捨てて進む非情さがあったようだ。

2 明治の銀行

五日市に銀行が発生したのは、日清戦争の戦勝景気にわく明治29年3月で、政府が国立銀行を整理し、私立銀行への移行をすすめ、私立銀行の数がドッとふえた時期であった。

五日市町の銀行は五日市銀行と称し、創設者で初代頭取の土屋常七は織物買継商として成功した実業家で、八王子や都内にも店舗をもっていた。現在の埼玉銀行五日市支店の位置に屋敷があり、小路を隔て東隣りに屋敷を構えた土屋勘兵衛の実弟であった。ちなみに勘兵衛を下土屋、常七家を上土屋と呼び、下土屋は旧五日市村第

一の旧家で、代々名主をつとめ、家業は質屋を営んでいた。五日市銀行はこの両土屋家の銀行とみてよい。

この頃の私立銀行は、三井、安田は別格として、一般に小資本小規模で、預金を集めることに乏しい、従って貸付は自己資金を中心に行うから、従来の金貸業者や質屋と大差はない。ただし生産金融（商売の元手貸）を中心とする点では近代化されている。

五日市銀行は発足当初ますます順調で、明治31年に八王子に支店を設け、大正7年には別系統の五日市貯蓄銀行も買収したが、第一次大戦後の不況期に経営難に陥り、大正13年、第36銀行（本店八王子、旧国立銀行で俗にサブロク銀行と呼ばれた）に吸収された。この時、両土屋家は破産の難にあった。

明治大正期の五日市地区の資金需要者は、材木商・糸織物の買集め商・製糸・製材業者・運輸業者などが考えられる。資本主義経済特有の激しい景気変動の波を、地域の弱体企業をパートナーに乗り切るのは容易なことではない。五日市銀行という小さな地方銀行の辿った道はイバラの道であったと想像される。

五日市銀行の倒産後、五日市町には自前の銀行ではなくなり、第36銀行五日市支店が営業を行い、以後この店舗は親銀行（本店）の合併、譲渡により次のように名称と経営をかえ現在に至っている。

大正13.9.10 第36銀行五日市支店

昭和17.5.31 日本昼夜銀行五日市支店

昭和18.4.1 安田銀行五日市支店

昭和19.5.7 埼玉銀行五日市支店（安田より譲渡）

（埼玉銀行史より）

なお、五日市地区の金融史を語る場合、信用金庫、信用組合（農協）の果した役割を看過できないが、今回はスペースの関係もあって割愛する。

3 明治の質屋

明治に入ると、金融業者の分業が進み、質屋は質草をとって小口の消費金融を専門にするようになった。質草といえば、物が氾濫している今日この頃は、質屋はせっかく取った質草の価値がなく、営業の成立にくい状況となり、数もめっきり減ったが、明治の頃は盛んに利用され、庶民金融の王座を占めていた。質屋は明治の文学作品にもよく登場するが、当地では日本のペスタロッチと称えられた戸倉小学校の校長疋田浩四郎先生も、給料の欠配のため、質屋の愛用者であった。

五日市町上町の和泉屋さんから、明治26年の質台帳の

ご提供をうけた。質屋の帳簿は厚いとは聞いていたが、これは飛びきり大部な帳面である。この帳面を資料として、個人名は全くふれず、数量のみを処理し、当時の五日市の金融事情の一端をうかがってみよう。なおこの時期の和泉屋商店は醤油、味噌、太物、呉服なども扱い、五日市町の代表的な大店であった。

明治26年の貸付金は累計で5,588円01銭2厘、貸付件数は3,115件である。当時の物価をみると次のようである。

職人手間 1日 30銭位

農業日雇 1日 15銭位

炭 1俵 20銭位

米 1升 10銭位

ちなみに、疋田校長の月給は10円、助手の清水良八先生の初任給は4円だった。5千円という金額がどのようなものか推測できよう。

月別の貸付額と件数を表1、2で示した。貸付は暮の12月がかならずしも多くない。一般に夏多く、冬少いが、理由は不明である。

表1 月別貸付額

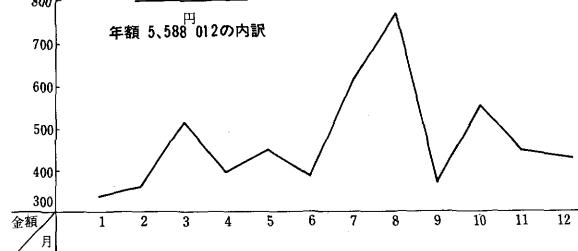
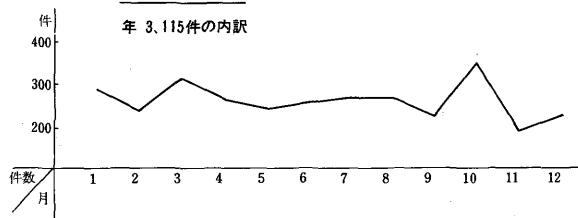


表2 月別貸付件数



貸付件数は毎月略々同じで、1日平均10名弱の利用者があった。

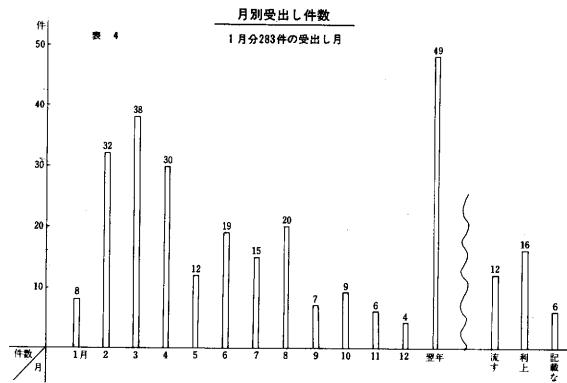
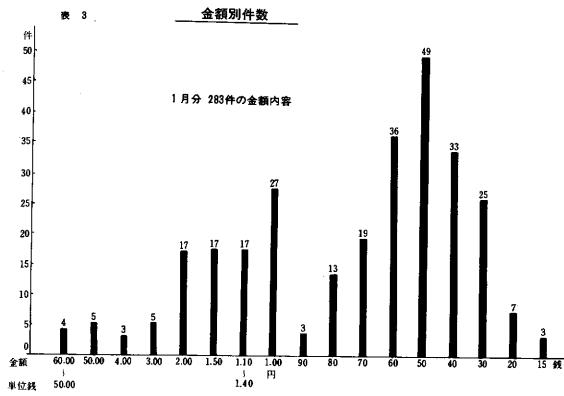
次に1月分283件について分析してみた。

表3は金額別件数で、これでみると50銭前後の借り手が多い。一家2、3日分の生活費にはなろうが、ささやかな借り方である。最高額は50円でこれは1年を通じて例外的な高額とみられる。最低額は15銭。

次に質草をみると1月分の内訳は

衣料品 263、錆9、染糸8、前挽鋸1。

衣料品が圧倒的に多い。前記50円の質草には高級衣料



22点を持込んでいた。なお鉢1丁の場合は、きまって金30銭を貸している。鉢はお百姓の商売道具で、これを持ち込めば何はさておき、30銭は貸してくれる習慣になっていたらしい。30銭は職人手間1日分である。前挽鋸は木挽職の商売道具でこれを流すことは絶対あるまい。冬に蚊帳を持込み夏受出す者もいた。

質草は保管に手間のかからないもの、変質しないものが求められた。従って生糸や染糸はよいが、まゆは駄目なようである。時計、貴金属、書画骨董品類が全く見当らない。当時の五日市の庶民生活の水準がわかる。なお不動産担保の金融もあったろうが、これは質台帳には記載されない。

利用者の住所は殆ど五日市であるが、檜原村の住人が20名入っているのが目につく。他に上川口、大久野などの隣村1、2名ずつと小河内の人1人がいたがこれは檜原村経由で五日市へきたものだろう。なお1人で何回も利用する常連も見受けた。

受出しに関する状況を表4でみていただきたい。まず意外だったのは質流れ(金を払わぬ質草を没収されることが意外に少いこと)である。利上とは利息だけ支払い質流れ防止策をこうじたものらしい。受出しあは2、3、4月目が多いが、翌年にもち越すものも結構多い。利子がかさむことであろう。

ところで利子に関する記

入館者は 春5月、夏8月、秋10、11月が多く、町外の方が4分の3を占める。また学習のため入館した学校も40校に達した。

開館3年、観光施設、教育施設という役割はささやかながら果たされている。

載がこの帳簿にはないので、一番肝心なことがわからない。そこで本(値段の風俗史=朝日新聞社発行)で調べてみた。この帳簿に一番近い明治24年の神奈川県下(三多摩地方もここに入る)の質屋利子の平均値が出ていた。これによると10円に対する月利25銭4厘、1円に対する月利3銭2厘となる。政府の制限は10円は月3%、1円は月4%以下ということだそうである。

質屋の利息は月利計算が原則で、質草の保管手間も加味して多少高利となる。貸付金額が多くなると、利子率が下るような配慮もある。常連客には利子計算のうえで多少手加減してくれたという話も聞いた。

和泉屋商店が金融部を廃止した理由時期については不明である。

今五日市地区に質屋はない。

